

【原案】

29 西都都第---号

平成 29 年--月--日

西武鉄道株式会社
取締役社長 若林 久 殿

西東京市長 丸山 浩一

土地利用構想に関する指導及び助言について

西東京市人にやさしいまちづくり条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 7 月 3 日付けで貴社から届出のあった、土地利用構想届出書に対して、同条例第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり指導及び助言します。

(届出の内容)	
届 出 日	平成 29 年 7 月 3 日
事 業 者	埼玉県所沢市くすのき台一丁目 11 番地の 1 西武鉄道株式会社 取締役社長 若林 久
開発事業の目的	社員寮の建設
開発区域の所在地	西東京市下保谷五丁目 376 番外
開発区域の面積	13,155.83 m ²
(指導及び助言の内容)	
1 西東京市人にやさしいまちづくり条例を遵守し、建設計画においては良好な自然環境や居住環境の確保及び景観に配慮するよう努めるとともに、特に近隣住民のプライバシーに配慮されたい。	
2 屋上に配置を計画している設備については、公害（西東京市環境基本条例第 2 条第 2 号に規定する公害をいう。）を防止するための措置を講じられたい。	
3 接道部の緑化については、周辺からも緑が感じられるよう配慮されたい。	
4 開発行為における関連工事として実施する、都道 233 号線までの市道 206、1149 号線の道路拡幅及び両路線を結ぶ新規道路の建設については、早期に実施されたい。	
5 既存住宅が近接していることから、工事における振動・騒音を抑制する対策を講じるとともに、作業日、作業時間についても十分な配慮を行われたい。	
6 工事車両が起因となる交通渋滞並びに交通事故が起きないように、また、周辺道路への駐車により、その周囲に迷惑をかけないように十分な対策を講じられたい。	
7 今後、計画を実施するにあたり近隣住民に対し工事等の説明会等を開催し丁寧な対応を図られたい。	